

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

第1期計画（平成28年4月～平成33年3月）

平成28年3月

芳賀地区広域行政事務組合

事務局 総務課

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
～すべての女性が輝く社会づくりへ向けて～

平成28年3月31日

芳賀地区広域行政事務組合長
芳賀地区広域行政事務組合消防長
芳賀地区広域行政事務組合議会議長
芳賀地区広域行政事務組合代表監査委員

芳賀地区広域行政事務組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、芳賀地区広域行政事務組合長、芳賀地区広域行政事務組合消防長、芳賀地区広域行政事務組合議会議長、芳賀地区広域行政事務組合代表監査員が策定する特定事業主行動計画である。

1、計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2、女性の活躍推進に向けた体制整備等

芳賀地区広域行政事務組合では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、所属長等会議にて、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3、女性の活躍推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、組合長部局、消防長部局、議会事務局及び監査委員事務局において、それぞれの職員の職業生活における状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該分析の結果、「男性の配偶者出産休暇取得率」の項目に最も大きな課題があることが明らかになったため、この課題に対応し、本組合の職員及び職員の配偶者を含めた女性の活躍を推進することを目的として、次のとおり目標を設定する。

なお、議会事務局、監査委員事務局については、所属する職員数が少数であり、かつ組合長部局と人事管理を一体として行っているため、組合長部局に含めて目標を設定することとする。

(1) **組合長部局** (議会事務局、監査委員事務局を含む。)

平成32年度までに、男性の配偶者出産休暇取得率を少なくとも80%以上にする。
(平成26年4月から平成27年3月までの年間実績0%)

(2) **消防長部局**

平成32年度までに、男性の配偶者出産休暇取得率を少なくとも70%以上にする。
(平成26年4月から平成27年3月までの年間実績0%)

4、女性の活躍推進に向けた取り組み及び実施時期

3、で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

◎**組合長部局** (議会事務局、監査委員事務局を含む。)、及び**消防長部局【共通】**

- ① 平成28年度より、職員に対し配偶者の出産に伴う特別休暇の利用に向けた通知を出し、制度の周知を徹底する。
- ② 平成28年度より、幹部職員に対して、所属長等会議を通じて啓発を行う。
- ③ 平成28年度より、1年に1度達成状況の公表を行う。
- ④ 平成32年度に、第2期計画策定のためのアンケートを全職員に対し実施、第1期計画の達成状況等を踏まえ、より良い計画を検討する。